

(農協役員の改選期です)

# 農業とJAの将来を託せる 信頼と行動の人を役員に

政府によるTPP、JA改革の推進など、農業・JAを取り巻く環境は厳しいものがあります。平成27年度の農協法改正によりJAには大きな改革が求められました。改正法附則では5年後見直し条項が設けられ、ここ数年の舵とりいかなではJAそのものの存在意義も問われることにもつながりかねません。

平成29年は任期満了による役員改選の年です。また、農協法改正に対抗した自己改革の3年目であり自己改革を前提とした3か年計画の初年度にあたります。

農協法改正によるJAへの圧力やTPPなどに対抗し、農業を振興し組合員の所得増加につなげるとともに、JAを守り発展させなければなりません。加えてマイナス金利政策の導入など事業環境も厳しいものがあります。役員には、自己改革の貫徹を含め、これからのJAがどうすべきかを考え、示し、行動することが求められます。また、JA経営の健全性・透明性の確保等JAに求められる課題は高度化・複雑化しており求められる知識も高まっています。

このように今回の役員改選はきわめて重要です。農業とJAの将来を託せる人を選びましょう。

農協法改正により理事の構成要件が定められました。当JAは、改正法の構成要件を満たしたうえで、農業・JAを発展させるための「役員の方針」を組合員の代表の意見を聞き、役員のありかたを策定しました。(これに従い当地区の理事候補者は、原則として認定農業者又は実践的能力保有者を選出することとしています)

## ～このような人を役員に～

- 農業・JAの将来について語れる人を！
- 事業を率先して利用し、かつ健全な利用関係にある人を！
- 責任感があり、公平で組合員の信頼が厚い人を！
- 農業・JA事業の知識や経験を有し、農業振興・JA事業に関する能力のある人を！
- 全JA的な立場に立って合理的な判断を下せる人を！
- 事業展開に前向きな感性を持っている人を！
- 業務知識の習得など、たゆまぬ自己啓発に努める人を！
- 組合員のために行動し、健康で任期をまっとうできる人を！

※ JAの内規では、地区から選ばれる役員は平成29年3月31日時点で満73歳以下の人としています。

## 理事の役割

選ばれた理事全員で構成する理事会は、組合長など常勤理事と一体となって、組合の業務執行を決定しなければなりませんから、非常勤の理事であってもJA経営者の一員。高度化・複雑化する事業運営を適確に行い、自己責任経営を担っていかなければなりません。また、組合員のニーズを汲みあげてJAの運営に反映させる、組合員のリーダーであるとともに、全JA的な視点に立って、JAの改革をすすめる力も求められます。

## 監事の役割

監事の主な役割は、組合の運営が健全かどうか、組合員の負託に応えているかどうか理事の職務執行を監査すること。法令や定款に定められた職務はもちろん、事業の運営を組合員の立場で監査する必要があります。